

「暑い、けど熱くなれない・・・」(船越)

2021年なのに、TOKYO2020が始まり、開催国の利なのか、海外勢の調子が上がりにくい状況なのか、日本人のメダルラッシュとなっています。確かに自国の選手がメダルを獲得し、涙を流されたりされたら、ついホロっときそうになります。しかし、どの放送局もオリンピックばかり映しているの、飽きてチャンネルを変えてみると、ニュースでは感染者数の増大や感染力の強さなどを取り上げており、スポーツで沸き上がった感動に一瞬にして冷や水を浴びせられたような気分になります。感染したくないのでウロウロできない、しょうがないので家でテレビ観戦。無邪気に各選手の活躍に歓喜したい、4年に一度の熱気に浸りたいのに、心から喜べないような複雑な思いで見るオリンピック。今年の夏、各競技場は盛り上がり熱そうですが、仕事中に事務所から見る駅北公園の光景は、何が起ころっていても例年と変わらずに暑そうです。



今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【ダークパターン】

ウェブサイトを訪れた消費者をだます目的で作られた表記やサイト設計の総称。在庫の少なさを強調する「アージェンシー」、特定のボタンを目立たせて誘導する「ミスディレクション」、サービスの解除や商品購入のキャンセルが簡単にはできない「オプストラクション」など多種の手法がある。ECサイトの約1割がダークパターン使用という調査もあり、世界的に規制強化が進む中、自社サービスの表現を見直す企業が増えている。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【不要品を売ったときに税金はかかる?】

フリーマーケットなどで不要となった日用品や古本などを売って、家中の整理整頓とお小遣い稼ぎの一挙両得を楽しんでいる人も多いでしょう。最近ではスマートフォンのアプリを利用して簡単に売ったり買ったりすることができるようになり、ますます便利になっています。さらに不



要品を売ったら思ってもみなかった値段がついて、多額の利益を得るといったケースもあるようです。では、このような場合に税金はどうなるのでしょうか。家具・自家用車・衣類など生活に通常必要な「生活用動産」の譲渡による利益に対しては、税金はかかりません。ただし

貴金属や宝石・書画・骨とうなどについては例外もあり、1個または1組の価額が30万円を超えるような高級な品を売って得た利益に対しては税金がかかります。とはいえ、すべての利益に対して税金がかかるというわけではありません。このような譲渡による場合には特別控除(最高50万円)が認められており、50万円までの利益に関しては課税の対象外なので税金はかかりません。この制度があるため自宅にある生活用動産を売っても、ほとんどのケースで税金は発生しないのではないのでしょうか。しかしながら、何度も反復的に売買を行って利益を得ているような場合には、その行為が営利目的とみなされて課税の対象となるので注意しましょう。

今を生きる
先人の言葉

誰かに何かを
必要人間に
なれ

アメリカの哲学者であるラルフ・ワルド・エマーソンの言葉。誰かに何かをしてもらったときより誰かに何かをしてあげたときのほうが幸せを感じるものだ。